福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領

（登録・公表の目的）

第１　この要領は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

（林業経営体の定義）

第２　この要領の「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用する現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

（林業経営体の登録）

第３　林業経営体のうち、第５による登録申請を行った者で、別に定める「登録基準の 1」に適合する者は、「森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）」第 36 条第２項の規定に定める経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）及び第 44 条第２項に定める集約化構想が定められる場合に一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者（以下「適合事業者」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。

２　林業経営体のうち、第５による登録申請を行った者で、別に定める「登録基準の 2」に適合する者は、「林業経営体の育成について（平成 30 年２月６日付 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）」に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。

３　第１項の規定により知事の登録を受けた者は、第２項に規定する育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

（林業経営体の申請）

第４　県は、第３の第１項及び第２項に規定する林業経営体については、随時登録の申請を受けるものとする。

（登録の申請）

第５　第３の第１項に規定する意欲と能力のある林業経営者又は適合事業者としての登録を受けようとする登録申請者は、別紙様式１号の登録申請書に、下記の(1)から(14)を記載した別紙様式３号を添付して知事に提出するものとする。ただし、他者へ請け負わせる施業も含めて申請する場合は、請負先が（6）から(11)の基準をみたしていることを確認できる書類を、併せて提出するものとする。

(1) 雇用の状況に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
(2) 技術者・技能者数に関する情報
(3) 林業機械の保有状況に関する情報
(4) 事業量等に関する情報（素材生産、造林、事業区域等）
(5) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
(6) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
(7) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
(8) 主伐後の再造林の確保に関する情報

(9) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
(10)伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
(11)雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
(12)コンプライアンスの確保に関する情報
(13)常勤役員の設置に関する情報
(14)その他知事が定める情報

2　第3の第2項に規定する育成経営体としての登録を受けようとする登録申請者は、別紙様式2号の登録申請書に、第5の第1項の(13)を除く事項を記載した別紙様式3号を添付して知事に提出するものとする。なお、他者へ請け負わせる施業も含めて申請する場合であっても、第5の第1項のただし書きに掲げる確認書類の提出は要しないものとする。

3　第1項及び第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第3の第2項に規定する育成経営体としての登録を受けようとする登録申請者については（15）の提出を要しない。また、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合は、(1)から(5)に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

(1) 登記事項証明書又は住民票
(2) 納税証明書
(3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
(4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会･労働保険等への加入状況が確認できる書類
(5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
(6) 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書又は青色申告決算書等の写し
(7) 協定販売・共同出荷に関する協定がある場合は協定書の写し
(8) 生産管理に取り組んでいる場合は過去1年以内に実施した代表的な現場1件の作業日報の写し
(9) 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体がある場合は協定書等の写し
(10)修了証の写し等「労働安全衛生法」に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
(11)事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業等で、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した過去3年の事業実績の中から、各年の代表的なもの1件の該当項目における下記（ｱ）から（ｳ）のいずれかの書類の写し。ただし、事業実績が3か年に満たない場合は、その間の各年の代表的なもの1件の契約書等の写し。）
〈素材生産を主に実施する者〉
（ｱ）素材生産に係る契約書又は補助金交付決定
（内訳書等施業内容が分かるものを添付すること）
（ｲ）伐採届及びその搬出材の出荷先の入荷伝票等
（ｳ）素材生産に従事したことが分かる作業日報等
〈造林・保育を主に実施する者〉
（ｱ）造林・保育に係る契約書又は補助金交付決定
（内訳書等施業内容が分かるものを添付すること）
（ｲ）伐採届
（ｳ）造林・保育に従事したことが分かる作業日報等
(12)行動規範を作成している場合は、その写し
(13)過去3年以内に休業4日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生している場合にあっては、再発防止策を定めた書類の写し（過去3年分の第12の第2項に基く報告書又は労働基準監督署へ提出した書類等を添付すること）
(14)請負事業者等との取引条件が分かる契約書等の写し
(15)個人情報の取扱いに関する要領等の写し

(16)直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合は、中小企業診断士又は公認会計士による経営判断等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類
(17)その他知事が定める書類

4　第3の第1項に規定する意欲と能力のある林業経営者に登録された林業経営体が、その登録期間中に第3の第1項に規定する適合事業者としての登録を受けようとする場合は、別紙様式3号及び第5の第3項で規定する書類について、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができる。
5　知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。
6　登録申請書は、登録申請者の主たる事務所の所在地を管轄する農林総合事務所又は嶺南振興局に1部を提出するものとする。また県外に主たる事務所がある場合は福井県県産材活用課に提出するものとする。

（登録の実施）
第6　知事は、第5の第1項による申請があった場合において、当該申請の内容が別に定める「登録基準の1」に適合し、市町からの意見もないと認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式4ー1号及び4ー2号により林業経営体名簿の意欲と能力のある林業経営者又は適合事業者に登録するものとする。
(1)　主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等
(2)　第5の第1項の(1)から(14)までに掲げる事項
(3)　登録番号及び登録年月日
(4)　登録情報の変更年月日
2　知事は、第5の第2項による申請があった場合において、当該申請の内容が別に定める「登録基準の2」に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式4ー1号及び4ー2号により林業経営体名簿の育成経営体に登録するものとする。
(1)　主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等
(2)　第5の第1項の(1)から(12)及び(14)に掲げる事項
(3)　登録番号及び登録年月日
(4)　登録情報の変更年月日
3　知事は、第1項及び第2項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式5号により登録申請者に通知するとともに、別紙様式6号により関係市町及び森林管理署長に通知するものとする。

（市町への意見の聴取及び推薦）
第7　知事は、第6の第1項の規定による登録を行うにあたり、事前に別紙様式7号により県内全市町長の意見を聴くものとする。
2　市町長は知事が第7の第1項の意見聴取を行った場合、別紙様式8号により意見書を提出する。
3　知事は第7の第2項により提出された意見書について、別紙様式9号により全市町長及び登録申請者に通知するものとする。
4　市町長は「登録基準の1」の要件を踏まえ、必要に応じ登録すべき林業経営体を推薦することができる。
5　知事は第7の第4項により市町長の推薦を受けた林業経営体については「登録基準の1」の項目1の基準を満たしているものとみなすことができる。

（登録の有効期間）
第8　第6の第1項及び第2項の登録の有効期間は5年とする。ただし、福井県県有林包括業務委託を受託した共同企業体については、その事業期間を有効期間とする。また、林業経営体名簿に登録さ

れた林業経営体（以下「登録経営体」という。）が、第５の第３項により提出を省略して登録を行った認定事業主の改善計画が終了し新たな改善計画の認定を受けない場合は、終了する改善計画を有効期間とする。

２　第３の第１項の意欲と能力のある林業経営者に登録されている林業経営体がその有効期間中に適合事業者となる場合は、適合事業者としての有効期間は意欲と能力のある林業経営者の有効期間とする。

３　登録経営体は、更新を受けることができるものとする。

（変更の届出）

第９　登録経営体は、主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等に変更があったときは、別紙様式10号により管轄する農林総合事務所又は嶺南振興局を通じ知事に届け出るものとする。

２　登録経営体は、第５の第１項及び第２項の(1)から(14)に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式10号に変更後の内容を記載した別紙様式３号及び第５の第３項で規定する書類を添付し、知事に届け出ることができる。

３　登録経営体は、第５の第１項及び第２項の(1)から(14)に掲げる事項に変更があり、第６の第１項の規定により林業経営体名簿の意欲と能力のある林業経営者又は適合事業者に登録されている者については「登録基準の1」に、第６の第２項の規定により林業経営体名簿の育成経営体に登録されている者については「登録基準の2」に適合しなくなった場合は、別紙様式10号に変更後の内容を記載した別紙様式３号及び第５の第３項で規定する書類を添付し、知事に届け出るものとする。

４　知事は、第１項及び第２項の変更内容を登録したことについて、その旨を別紙様式５号により登録申請者に通知するとともに、別紙様式６号により関係市町及び森林管理署長に通知するものとする。なお、第３項の変更に係る通知については、第13の第２項による。

（林業経営体名簿の公表）

第10　知事は、林業経営体名簿を、別紙様式4－1号及び4－2号によりホームページ上で公表するものとする。

（実施状況報告）

第11　登録経営体は、林業経営体名簿に記載した目標に基づく毎事業年度の実施状況について、別紙様式11号により、事業実施の翌年度から目標年度までの間、毎年事業の終了後、２か月以内に管轄する農林総合事務所又は嶺南振興局を通じ知事に報告するものとする。ただし、最終の目標年度については、有効期間が終わる１か月前までに実施見込みの状況を報告するものとする。

（労働安全対策の強化に関する事項）

第12　登録経営体は労働災害が発生した場合は別紙様式17号にて速やかに災害発生場所を管轄する農林総合事務所又は嶺南振興局に報告するものとする。なお、労働基準監督署に報告する案件に関しては、休業４日未満であっても報告するものとする。

２　第12の第１項にて報告した労働災害にて休業４日以上の死傷者が生じた場合は、労働災害発生後１か月以内に別紙様式18号にて労働災害発生報告書を提出するものとする。ただし、労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告及び労働災害に関する再発防止のための自主点検報告等を添付することにより、報告内容を一部省略することができる。

３　森林組合については森林組合法施行細則第３条の第５項の事故届を提出した場合は、第12の第２項の報告を省略することができる。

４　第12の第２項により提出した再発防止のための自主点検報告等、又は第12の第３項により提出した再発防止策等については、現場作業員を含む組織全員に周知するものとする。

（登録の取消）

第13　知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消すものとする。

(1) 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

(2) 登録経営体が必要な登録基準を満たさなくなった場合

(3) 登録経営体から別紙様式 12 号による申出があった場合

(4) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合

(5) 第 11 及び第 12 に定める報告を怠り、提出等に対する県の指導に対し適切な対応が取られなかった場合

(6)その他知事が定める場合

2　知事は、第 13 の第 1 項の規定による登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式 13 号により登録経営体に通知するとともに、別紙様式 14 号により関係市町及び森林管理署長に通知するものとする。また、登録の取消しをした林業経営体名と取消しをした理由をホームページ上で公表するものとする。ただし、第 13 の第 1 項（1）の個人の場合にあってその死亡が確認された場合を除く。

（名簿からの除外）

第14　第 13 の第 1 項に該当する場合であっても労働災害等が起因であり、再発防止が図られていると知事が認める場合は、登録の取り消しは行わず一定期間名簿から除外するものとする。

2　知事は、第 14 の第 1 項の規定により名簿から一定期間除外したときは、遅滞なく、その旨を別紙様式 15 号により登録経営体に通知するとともに、別紙様式 16 号により関係市町及び森林管理署長に通知するものとする。ただし、第 13 の第 1 項（1）の個人の場合にあってその死亡が確認された場合を除く。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 10 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。